

マイナンバーカード普及促進地域振興券事業【利用可能店舗募集要項】

1 目的

マイナンバーカードの普及促進と、新型コロナウイルス感染症の影響をうけている市内商工業者への消費喚起と市外への消費流出の抑制を図ることを目的に、紀の川市マイナンバーカード普及促進地域振興券を発行する。

2 事業概要

券面額 500円券×20枚(1人1万円分)
流通額 約2億4,000万円を想定
換金率 等価換金
換金 当月分を翌月末に支払
換金期間 2021年8月1日～2022年3月11日まで
換金手数料 不要

スケジュール

区分	マイナンバーカード取得日	支給時期	地域振興券の利用期間
対象者A	取得済の方 R3.5.31まで	8月上旬	R3.8.1～R3.11.30
対象者B	R3. 6. 1 ～ R3. 9.30	11月上旬	R3.11.1～R4.3.10
対象者C	R3.10. 1 ～ R3.10.28	11月下旬	
対象者D	R3.10.29 ～ R3.11.30	12月下旬	
対象者E	R3.12. 1 ～ R3.12.24	1月上旬	

3 加盟資格

- ①新型コロナウイルス感染症対策を講じていること
- ②商工労働課が配信する情報配信メールを受信すること
(未受信の事業者は右記QRから空メールをお送りください)
- ③紀の川市内に事業所又は店舗がある事業者で、以下の事業者以外であること
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行う者
 - ・特定の宗教、政治団体と関わる者や業務内容が公序良俗に反する者
 - ・入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等



4 地域振興券の利用対象とならないもの

- ①切手・商品券・図書券・プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ②医療費・薬等の保険適用がされるもの
- ③たばこ事業法に規定する製造たばこ
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する役務の提供
- ⑤土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料等の不動産
- ⑥事業活動に伴って使用する原材料・機器類や仕入れ商品等
- ⑦国税、地方税、使用料等の公租公課
- ⑧その他、地域振興券の発行目的にそぐわないもの

5 地域振興券取扱い厳守事項

- ①利用可能店舗において利用期間内に限り利用可能とする
- ②現金との引き換えはしない
- ③盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、紀の川市は責任を負わない
- ④利用可能店舗は、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示する義務を負うこと

6 利用可能店舗の責務等(以下に掲げる事項を遵守してください)

- ①利用可能店舗であることを証するポスターを掲示すること
- ②利用可能店舗は特段の理由がない限り、利用期間終了まで脱退しないこと
- ③偽造された地域振興券であると判別できる場合は、受け取りを拒否すること

7 申込方法(別紙「特定事業者登録申請書」に必要事項を記入し申込み下さい)

申込先 〒649-6492 紀の川市西大井338 紀の川市役所 商工労働課
申込期間 令和3年4月1日から令和4年1月31日まで
※4月下旬までの申請分はチラシに掲載予定(それ以降はチラシ更新時に掲載)
※登録決定 審査後に、市役所商工労働課より郵送でお知らせします。

8 利用可能店舗の登録取消

本要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金の生じた場合は請求する可能性があります。

9 換金方法 次ページをご覧ください。

問合せ先

〒649-6492 紀の川市西大井338番地 紀の川市役所4F
農林商工部 商工労働課 9:00～17:30(土日、祝祭日を除く)
電話：77-2511/FAX：77-0917 E-mail：k030500-001@city.kinokawa.lg.jp

マイナンバーカード普及促進地域振興券事業【利用可能店舗募集要項】

9 換金方法

- ①各事業者は、地域振興券を取りまとめ郵送などの手段により、「近畿日本ツーリスト」に発送してください。(受取人払い)
- ②当月分は翌月末に「近畿日本ツーリスト」から指定口座へ振り込みます。
- ③換金請求期限は令和4年3月11日までとします。(地域振興券の利用期限は令和4年3月10日を予定)
- ④利用可能店舗に申請された事業者には後日、マニュアルと加盟店ポスターをお届けさせていただきます。

10 換金イメージ

